

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

告示

鳥取県告示第九百二十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目次

- ◇ 告示 種畜証明書の交付
土地改良法による換地計画の適否の決定
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 雑報 一時保護を加えた児童の所持していたもの
- ◇ 正誤 昭和五十二年十月鳥取県告示第八百四十九号中訂正
昭和五十二年十一月鳥取県告示第八百八十一号中訂正

| 種畜証明書番号 | 名前 | 品種 | 生年月日 | 産地 | 血統 | 級別 | 飼養者の住所又は所在地及び氏名又は名称 |
|-------------|-------|------|-----------|--------|-------|----|---------------------|
| 昭和五二鳥取県臨第二号 | 高 正 | 黒毛和種 | 昭和五二、三、一八 | 八頭郡智頭町 | 茂 正 波 | 級外 | 鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場 |
| 第三号 | 谷 福 | " | 五一、五、一八 | 八頭郡智頭町 | 北 氣 高 | 級外 | 鳥取市倭文 高 田 直 徳 |
| 第四号 | 智 氏 | " | 五一、八、一〇 | 八頭郡智頭町 | 氣 高 | 級外 | 八頭郡用瀬町 福 本 正 一 |
| 第五号 | 谷 緒美奈 | " | 五一、六、六 | 八頭郡船岡町 | 氣 高 | 一級 | 八頭郡智頭町 鳥 田 昭 男 |

| | | | | | | | | |
|------|---------|---|----------|--------|----------|--------|----|----------------|
| 第六号 | 小谷 | 〃 | 五二、八、八 | 倉吉市河来見 | 氣高富士 | なかのささき | 級外 | 倉吉市東町 松原義春 |
| 第七号 | 増井 | 〃 | 五〇、一二、三〇 | 倉吉市北野 | 伯豊 | すぎもと | 級外 | 倉吉市今在家 藤井一明 |
| 第八号 | 船英 | 〃 | 五一、九、一 | 西伯郡西伯町 | 安美土井 | たみ二 | 級外 | 西伯郡西伯町 安部貞紀 |
| 第九号 | 第3宮倉の11 | 〃 | 五一、八、二 | 西伯郡西伯町 | 氣高 | 第三みやくら | 一級 | 西伯郡西伯町 宮倉克己 |
| 第一〇号 | 明光 | 〃 | 五一、七、三 | 西伯郡岸本町 | 第43岩田の14 | かじはな1 | 級外 | 西伯郡岸本町 加川深 |
| 第一号 | 第三翠松 | 〃 | 五一、三、一〇 | 西伯郡西伯町 | 第三船吉 | まつこ | 級外 | 西伯郡西伯町 安部貞紀 |
| 第二号 | 大雄 | 〃 | 五一、七、一四 | 日野郡江府町 | 裕広 | さつき | 級外 | 日野郡江府町 川上清 |

鳥取県告示第九百十三号

昭和五十二年十月二十五日付けで東伯郡東伯町大字三保五八一番地二農事組合法人三保果樹生産組合ほか八人の者から申請のあつた三保地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十一月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十一月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年十一月二十四日 午前十一時三十分から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 聴聞当事者の住所及び氏名

倉吉市上井三三三番地 米原久江

雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和52年11月15日から6箇月以内に申し出て下さい。

昭和52年11月15日

鳥取県中央児童相談所長

| 金品の名称 | 種 類 | 数 量 | 形 状 | 備 考 |
|------------------------|-----|-----|-------|---|
| ラジオカセットトナシヨナル レコーダー | | 1台 | RQ448 | 児童が金品を所持するに至った経緯 昭和52年7月下旬頃八頭郡若狭町大字大野地内の路上に駐車中の所有者不明の自動車の中から、ラジオカセットレコーダー1台(時価5,000円くらい)を窃取したものと |

正 誤

昭和五十二年十月鳥取県告示第八百四十九号(被爆者一般疾病医療機関の指定について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

| | | | |
|-----|--------|------|------|
| 頁 段 | 行 | 誤 | 正 |
| 四 上 | 終わりから三 | 二十五年 | 五十二年 |

昭和五十二年十一月鳥取県告示第八百八十一号(銃猟禁止区域の設定について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

| | | |
|-----|------------------------------------|------------------------------------|
| 頁 段 | 誤 | 正 |
| 一 上 | 昭和五十一年十一月八日か ら昭和五十一年十一月七日 まで | 昭和五十二年十一月八日か ら昭和五十五年十一月七日 まで |